

平成19年度9月補正予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(232,436) 241,324	()	(232,436) 241,324	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	(1,703) 42,354	()	(1,703) 42,354
		災 害 復 旧	(252) 4,456	()	(252) 4,456
		国 直 轄	(4,496) 16,272	()	(4,496) 16,272
	C 国庫補助事業費		(6,242) 21,315	()	(6,242) 21,315
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(194,146) 236,770	()	(194,146) 236,770
		運 営 費	(25,177) 30,533	() 125	(25,177) 30,658
	E 単県行政施策費		(40,036) 101,156	() 18	(40,036) 101,174
	一般会計の計		(504,488) 694,180	() 143	(504,488) 694,323
	特別会計の計		262,692		262,692
合 計		(504,488) 956,872	() 143	(504,488) 957,015	
企業会計の計		14,830		14,830	

()は一般財源

平成19年度9月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
総 務 部	(194,834) 204,794	()	(194,834) 204,794
企 画 振 興 部	(8,683) 17,088	() 10	(8,683) 17,098
生 活 環 境 部	(5,970) 6,572	() 8	(5,970) 6,580
保 健 福 祉 部	(77,459) 89,633	()	(77,459) 89,633
産 業 労 働 部	(9,271) 13,127	()	(9,271) 13,127
農 林 水 産 部	(20,531) 51,647	()	(20,531) 51,647
土 木 部	(17,596) 91,048	() 125	(17,596) 91,173
警 察 本 部	(42,239) 47,799	()	(42,239) 47,799
教 育 委 員 会	(124,850) 169,406	()	(124,850) 169,406
諸 局	(3,055) 3,066	()	(3,055) 3,066
合 計	(504,488) 694,180	() 143	(504,488) 694,323

()は一般財源

平成19年度9月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	265,134		265,134
地方消費税清算金		35,873		35,873
地方譲与税		4,289		4,289
地方特例交付金		1,769		1,769
地方交付税		149,500		149,500
交通安全対策特別交付金		1,000		1,000
分担金及び負担金		8,890		8,890
使用料及び手数料		10,500	125	10,625
国庫支出金		81,834		81,834
財産収入		1,369		1,369
寄附金		5		5
繰入金		30,348	8	30,356
諸収入		16,974	10	16,984
県債		86,695		86,695
合 計		694,180	143	694,323

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会費		1,719		1,719
総務費		52,007	18	52,025
民生費		76,032		76,032
衛生費		13,988		13,988
労働費		1,649		1,649
農林水産業費		49,931		49,931
商工費		11,085		11,085
土木費		89,392	125	89,517
警察費		47,799		47,799
教育費		180,667		180,667
災害復旧費		4,748		4,748
公債費		102,509		102,509
諸支出金		62,454		62,454
予備費		200		200
合 計		694,180	143	694,323

平成19年度

9月補正予算額事項別一覧表

平成19年8月29日

企 画 振 興 部

平成19年度 補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(783,118) 3,045,982	()	()	(783,118) 3,045,982	
	B 公 共 事業費	一般公共	()	()	()	()
		災害復旧	()	()	()	()
		国直轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(147,361) 926,718	()	()	(147,361) 926,718	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人件費	(2,767,418) 2,945,305	()	()	(2,767,418) 2,945,305
		運営費	(1,883,999) 2,415,877	()	()	(1,883,999) 2,415,877
	E 単県行政施策費	(3,100,791) 7,753,957	() 10,000	() 10,000	(3,100,791) 7,763,957	
	一般会計の計	(8,682,687) 17,087,839	() 10,000	() 10,000	(8,682,687) 17,097,839	
	特別会計の計	6,326,706			6,326,706	
合 計	(8,682,687) 23,414,545	() 10,000	() 10,000	(8,682,687) 23,424,545		
企業会計の計						

()は一般財源

平成 19 年度 9月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	IT戦略推進費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
E		(139,544)	()	()
		142,268	10,000	10,000
説明	共同アウトソーシング支援人材サポート事業費 県・市町村共同利用型の施設予約業務モデルシステムの導入に向けて、システム開発業者からの技術支援や、共同利用参加予定施設の職員に対するシステムの運用研修等の導入支援に要する経費			
E分類計		(3,100,791)	()	()
		7,753,957	10,000	10,000
一般会計 の計		(8,682,687)	()	()
		17,087,839	10,000	10,000
計		(8,682,687)	()	()
		23,414,545	10,000	10,000

()は一般財源

総務委員会資料(Ⅱ)

9月定例会主要事項

- 岡山県吏員恩給条例の一部を改正する条例 …………… P 1
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例 …………… P 4
- 法人の経営状況（公立大学法人岡山県立大学） …………… P 7

平成19年8月29日

総務部

岡山県吏員恩給条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	精神又は身体に障害がある成年の子への扶助料の支給について、県吏員の死亡の当時から障害があることを要件に加える。
改正理由	恩給法の一部改正にかんがみ、精神又は身体に障害がある成年の子への扶助料の支給の要件を改める必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県吏員恩給条例の一部を改正する条例

岡山県吏員恩給条例（昭和二十五年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第五十四条中「子は、」の下に「県吏員の死亡の当時から」を、「あり」の下に「、かつ、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の第五十四条の規定は、この条例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、この条例による改正後の第五十四条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

改正理由

恩給法の一部改正にかんがみ、精神又は身体に障害がある成年の子への扶助料の支給の要件を改める必要がある。

岡山県吏員恩給条例新旧対照表

<p>新</p>	<p>(成年の子の扶助料資格) 第五十四条 成年の子は、<u>県吏員の死亡の当時から精神又は身体に障害があり、かつ、生活の資料を得るみちがないときに限り、これに扶助料を支給する。</u></p>
<p>旧</p>	<p>(成年の子の扶助料資格) 第五十四条 成年の子は、<u>精神又は身体に障害があり生活の資料を得るみちがないときに限り、これに扶助料を支給する。</u></p>

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部人事課
保健福祉部子育て支援課
教育委員会

項目	記 載 欄
案の内容	<p>次の条例において引用する学校教育法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 職員の修学部分休業に関する条例2 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例3 岡山県立中学校設置条例
改正理由	学校教育法の一部改正に伴い，規定の整備を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第一条 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同項第三号中「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例(平成十八年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

(岡山県立中学校設置条例の一部改正)

第三条 岡山県立中学校設置条例(平成十三年岡山県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

改正理由

学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。

職員の修学部分休業に関する条例新旧対照表（第一条関係）

<p>新</p>	<p>（修学部分休業） 第二条 1略 2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一 略 二 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校 三 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校 四 略 3 略</p>
<p>旧</p>	<p>（修学部分休業） 第二条 1略 2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一 略 二 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校 三 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校 四 略 3 略</p>

平成19年度 公立大学法人岡山県立大学 事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費	
岡山県立大学	<p>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>		
	<p>(1) 学士教育では、多様化する現代社会の変化や要請に応えうる人材の育成を図る。大学院教育では、専門分野だけでなく、周辺分野の知識も十分身につけられる教育指導を行う。</p> <p>(2) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を含む大学案内の英語版を作成する。</p> <p>(3) 学生の生活・就職などへの支援のために、学生の自主的・建設的な意見を広く、的確に反映させるための組織的な活動を行う。</p> <p>(4) 学生の経済的支援では、授業料減免制度等の説明会を実施する。</p> <p>(5) 教員全員の研究テーマ・成果等を集約した研究総覧を作成し、公表する。</p> <p>(6) 研究成果の管理のため、本学教職員と岡山TLO職員を構成員とする審査会を設置し、教員の発明に係る審査機能を充実させる。</p> <p>(7) 各教員は、地域共同研究機構の活動に積極的に協力することで、自らの研究分野の拡大を図る。</p> <p>(8) 産学官連携では、フォーラムの開催、幅広いPRを通じて企業と交流を図る。また、国際交流では、東アジアの大学と学術交流協定の締結を目指す。</p>	3,592,359	
	<p>2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>		
	<p>(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築を図るとともに、戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進を図る。</p> <p>(2) 大学組織を継続的に点検・検討する仕組みを構築する。</p> <p>(3) 人事制度では、変形労働時間制の導入、裁量労働制導入の研究、任期制教員の拡大、兼職・兼業規制の緩和を図る。</p> <p>(4) 事務の効率化では、外部委託の活用及び業務マニュアルの作成等を行う。</p>		
	<p>3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p>		
<p>(1) 授業料の口座振替払い制度などを導入し、その周知を図る。</p> <p>(2) 積極的な外部研究資金等の獲得を図る。</p> <p>(3) 資金の安全かつ効率的な運用・管理を行うための要領等を策定する。</p> <p>(4) 経費の抑制のため、業務の簡素化・合理化や外部委託を検討し、可能なものから順次実施する。</p>			
	<p>4 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p>		
	<p>(1) 教育年報、社会貢献年報等を発行することにより、自己点検・評価を行う。</p> <p>(2) 法人運営組織の諸会議に関する情報等の公表について検討する。</p>		
	<p>5 その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置</p>		
	<p>(1) 施設整備等の整備では、エバーサデザインに配慮する。また、省エネルギー効果の高い設備の導入を行う。</p> <p>(2) 安全衛生管理では、毒物劇物等について適切な管理を行い状況を点検する。</p> <p>(3) 人権に関しては、教職員を対象としたハラスメント防止の研修会を実施する。</p>		
	<p>合 計</p>	3,592,359	

平成19年度 公立大学法人岡山県立大学 予算書

(単位：千円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	19年度	18年度	増△減		19年度	18年度	増△減
教育研究経費	802,237		802,237	運営費交付金	2,503,870		2,503,870
教育経費	457,726		457,726	自己収入	1,023,489		1,023,489
研究経費	288,998		288,998	授業料	815,325		815,325
教育研究支援経費	55,513		55,513	検定料	46,762		46,762
人件費	2,384,741		2,384,741	入学料	114,755		114,755
役員人件費	36,080		36,080	その他	46,647		46,647
教員人件費	1,960,733		1,960,733	受託研究等収入及び 寄附金収入	65,000		65,000
職員人件費	387,928		387,928				
一般管理費	340,381		340,381				
受託研究等経費及び 寄附金事業費等	65,000		65,000				
合 計	3,592,359		3,592,359	合 計	3,592,359		3,592,359

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報（H19.4.1現在）					
名称	公立大学法人岡山県立大学	事務所の所在地	総社市窪木111番		
代表者	理事長 三宮 信夫	設立年月日	平成19年4月1日		
基本財産	12,091,633千円	うち県出資金	12,091,633千円	県出資比率	100%
役員	7人	職員	338人	決算時期	3月
設立目的	この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、他の教育研究機関及び地域社会との自由かつ緊密な交流連携のもとに、人間・社会・自然の関係性を重視する実学を教授研究するとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図り、もって学術文化の進展及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。				
主な事業	(1) 県立大学を設置し、これを運営すること。 (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 (5) 県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。				

経営実績と財産の状況（単位：千円）						
	H14	H15	H16	H17	H18	H19(予算)
当期収入 A	/					3,592,359
うち県支出金 B						2,503,870
県支出金の割合 (B/A)						69.7%
当期支出 C	/					3,592,359
当期収支差額 (A-C)						0
総資産 D						/
主なもの						
総負債 E						
正味財産 F=D-E						
経営実績と財産の状況についての評価	/					

役員職員の状況							
		H14	H15	H16	H17	H18	H19
役員	総数	/					7
	常勤						4
	うち県派遣職員						0
	非常勤						3
	うち県職員	0					
職員	総数	/					338
	常勤						230
	うち県派遣職員						35
	非常勤						108

岡山県からの支出の状況（単位：千円）						
	H14	H15	H16	H17	H18	H19(予算)
県支出金（再掲）	/					2,503,870
内 運営費交付金						2,503,870
訳						
その他	/					
長期貸付金（年度末残高）						
損失補償限度額						
損失補償契約に係る債務残高						
	/					
	/					
	/					

総務委員会資料（Ⅱ）

< 9月定例会主要事項 >

- 岡山県県土保全条例及び都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

平成19年8月29日

企 画 振 興 部

岡山県県土保全条例及び都市計画法に係る開発行為の許可の基準
 に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 企画振興部地域振興課
 土木部都市局建築指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 岡山県県土保全条例の一部改正</p> <p>岡山県県土保全条例において引用する都市計画法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>2 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 都市計画法施行令に基づく開発区域の面積の特例に係る規定を削除する。</p> <p>(2) その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>都市計画法施行令等の一部改正に伴い、開発区域の面積の特例に係る規定を削除する等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備考	

岡山県県土保全条例及び都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

(岡山県県土保全条例の一部改正)

第一条 岡山県県土保全条例(昭和四十八年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「同条第一項第五号から第七号」を「同条第一項第四号から第六号」に改める。

(都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正)

第二条 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例(平成十三年岡山県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第八号の三及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号。以下「政令」という。)第三十一条ただし書」を「第三十四条第十一号」に改める。

第二条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に、「政令」を「都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)」に改める。

第三条中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第四条を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

改正理由

都市計画法施行令等の一部改正に伴い、開発区域の面積の特例に係る規定を削除する等所要の改正を行う必要がある。

岡山県県土保全条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(適用除外) 第十六条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為のうち同法第二十九条第一項又は第二項の規定により許可を要するもの及び同条第一項第四号から第六号までに掲げるもの 二 十一略</p>	<p>(適用除外) 第十六条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為のうち同法第二十九条第一項又は第二項の規定により許可を要するもの及び同条第一項第五号から第七号までに掲げるもの 二 十一略</p>

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新

（趣旨）
 第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三十四条第十一号の規定により、市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に關し必要な事項を定めるものとする。

（開発許可の対象となる区域）

第二条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域であつて、原則として、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないものとする。

一・二略

2・3略

（環境の保全上支障があると認められる用途）

第三条 法第三十四条第十一号の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（い）項第二号に掲げるものを含む。）以外の予定建築物等の用途とする。

旧

（趣旨）
 第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三十四条第八号の三及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）第三十一条ただし書の規定により、市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に關し必要な事項を定めるものとする。

（開発許可の対象となる区域）

第二条 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域であつて、原則として、政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないものとする。

一・二略

2・3略

（環境の保全上支障があると認められる用途）

第三条 法第三十四条第八号の三の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（い）項第二号に掲げるものを含む。）以外の予定建築物等の用途とする。

（開発区域の面積の特例）

第四条 政令第三十一条ただし書の条例で定める開発区域の面積は、市街化調整区域においては、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、五ヘクタールとする。

総務委員会資料

9月定例会主要事項

- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

平成19年8月29日

企業局

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び
基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 企 業 局

項 目	記 載 欄
案 の 内 容	部分休業の定義におけるその対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子に改める。
改 正 理 由	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、部分休業の対象となる子の範囲を拡大することに伴い、部分休業の定義を改める必要がある。
案と予算措置 との関係	なし
備 考	

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例
第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、部分休業の対象となる子の範囲を拡大することに伴い、部分休業の定義を改める必要がある。

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(給与の減額) 第十五条 1略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(公営企業管理者の定めるところにより配偶者その他の者の介護のため当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額) 第十五条 1略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(公営企業管理者の定めるところにより配偶者その他の者の介護のため当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>